

証券コード 3557  
2024年5月16日  
(電子提供措置の開始日2024年5月9日)

## 株主各位

東京都千代田区麹町二丁目5番地1  
WeWork 半蔵門 PREX South  
ユナイテッド&コレクティブ株式会社  
代表取締役社長 坂井英也

## 第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第24期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

### ●当社ウェブサイト（IRライブラリ）

<https://ir.united-collective.co.jp/library/>

上記のウェブサイトにアクセスしていただき、「株主総会関連資料」「第24期定時株主総会招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。

上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

### ●東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記のウェブサイトにアクセスしていただき、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議

決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年5月30日（木）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年5月31日（金曜日） 午後0時30分（受付開始 午後0時）

2. 場 所 リアライブ六本木カンファレンスセンター  
東京都港区六本木1-7-27全特六本木ビルWEST棟4階

3. 目的事項

**報告事項** 第24期（2023年3月1日から2024年2月29日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

**決議事項** 第1号議案 取締役3名選任の件

第2号議案 監査役3名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

（お知らせ）

1. 本定時株主総会におきましては、ご出席の株主様へのお土産やお飲み物のご用意はございません。何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

以上

（お願い）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役3名選任の件

取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となるため、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、以下の通りであります。

なお、金田欧奈氏は、社外取締役候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況		所有 株式数
1	坂井 英也 (1974年10月15日)	1998年4月 スズキ㈱ 入社 2000年7月 ユナイテッド&コレクティブ(有) (現 当社) 設立 代表取締役社長 就任 (現任)		普通株式 871千株
2	矢野 秀樹 (1977年9月10日)	1998年2月 ㈱モンテローザ 入社 2010年8月 当社 入社 2013年10月 当社 取締役 就任 当社 取締役営業本部長 兼 営業企画部長 就任 2020年3月 当社 取締役副社長 兼 企画推進部長 就任 2023年1月 当社 取締役副社長 兼 営業本部長 就任 (現任)		普通株式 40千株
3	金田 欧奈 (1975年5月16日)	1999年4月 デロイトトーマツコンサルティング(㈱) (現アピームコンサルティング(㈱) 入社 2006年2月 ベーシック・キャピタル・マネジメント ㈱ 入社 2015年7月 豊創フーズ(㈱) 代表取締役会長 就任 (現任) 2018年8月 ベーシック・キャピタル・マネジメント ㈱ 代表取締役社長 就任 (現任) 2019年5月 ケイワイトレード(㈱) (現㈱KYT) 代表取 締役社長 就任 2020年5月 当社 取締役 就任 (現任) 2023年6月 ㈱KYT 代表取締役会長 就任 (現任)		—

- (注) 1. 当社と各候補者との間に特別の利害関係はございません。  
2. 金田欧奈氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は金田欧奈氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。  
3. 金田欧奈氏の当社取締役在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

4. 当社と金田欧奈氏は、会社法第427条第1項の規定に基づいて会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任が承認された場合には継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることがあります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役3名全員が任期満了となるため、監査役3名の選任をお願いするものであります。また、本議案に關しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、以下の通りであります。

なお、山下博嗣、山下彰俊および兒玉洋貴の3氏は、社外監査役候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有株式数
1	やました ひろし 山下 博嗣 (1958年3月20日)	1980年4月 東芝クレジット㈱ (現みずほ東芝リース㈱) 入社 東芝ファイナンス㈱ (現みずほ東芝リース㈱) 執行役員 就任 IBJL東芝リース㈱ (現みずほ東芝リース㈱) 常務執行役員 就任 IBJL東芝リース㈱ (現みずほ東芝リース㈱) 常務取締役 就任 IBJL東芝リース㈱ (現みずほ東芝リース㈱) 上席顧問 就任	—
2	やました あきとし 山下 彰俊 (1963年5月17日)	2000年10月 弁護士登録・第一東京弁護士会入会 山崎法律事務所 入所 りんかい日産建設㈱ 監査役 就任 TRNコーポレーション㈱(現店舗流通ネット㈱) 監査役 就任 ㈱リンク・ワン 監査役 就任 ケンコーマヨネーズ㈱ 監査役 就任 山下法律事務所 開設 当社 監査役 就任(現任)	—
3	こだま ひろき 兒玉 洋貴 (1987年10月23日)	2010年2月 あづさ監査法人(現有限責任あづさ監査法人) 入社 アピームコンサルティング㈱ 入社 仲田公認会計士事務所 入所 児玉公認会計士事務所 (現ALEX会計事務所) 設立 当社 監査役 就任(現任) ㈱ispace 監査役 就任 ノバルス㈱ 監査役 就任 (現任) ㈱iDOOR 取締役 就任 (現任)	—

- (注) 1. 当社と各候補者との間に特別の利害関係はございません。  
 2. 山下博嗣氏は社外監査役の候補者であり、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として同取引所に届け出る予定です。  
 3. 山下彰俊氏及び兒玉洋貴氏は社外監査役の候補者であり、㈱東京証券取引所の定めに基づく

- く独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。
4. 山下博嗣氏は、金融業界において要職を歴任し、企業経営に関する豊富な経験・見識を有しております。これらの経験・見識に基づく専門的な知見を活かした監査活動を行っていただけるものと判断し、社外監査役をお願いするものであります。
  5. 山下彰俊氏は、弁護士の資格を有しており、職業倫理の観点より経営全般について監督を行っていただけるものと判断し、社外監査役をお願いするものであります。なお、同氏は過去に経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。また、同氏の当社社外監査役在任期間は8年3ヶ月になります。
  6. 児玉洋貴氏は、公認会計士の資格を有しており、財務体制全般について監督を行っていただけるものと判断し、社外監査役をお願いするものであります。また、同氏の当社社外監査役在任期間は8年になります。
  7. 山下博嗣氏は、新任予定の社外監査役であります。本総会にて選任のご承認をいただいた場合には、会社法第427条第1項の規定に基づいて会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお当該契約における賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。
  8. 山下彰俊氏及び児玉洋貴氏は、現在在任中の社外監査役であり、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づいて会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任が承認された場合には継続する予定であります。なお当該契約における賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。
  9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況			所有株式数
せき ひでただ 関 秀忠 (1977年8月13日)	2002年10月 2006年4月 2008年5月	舟辺・奥平法律事務所（現あきつ総合法律事務所）入所 Aflac（アメリカンファミリー生命保険会社） 入社 弁護士法人ほくと総合法律事務所設立、同年6月、パートナーとして参画（現任）		—

- (注) 1. 関秀忠氏は補欠社外監査役候補者であり、(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が就任した場合、独立役員として同取引所へ届け出を行う予定です。  
2. 関秀忠氏は弁護士の資格を有しており、企業法務全般に関する専門的な知識を活かし、客観的かつ公正な立場で監査役職務を遂行できると判断し、補欠社外監査役をお願いするものであります。なお、同氏は過去に経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。  
3. 当社と関秀忠氏との間に特別の利害関係はございません。  
4. 関秀忠氏が社外監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づいて会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお当該契約における賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。  
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金及び争訟費用等を填補することとしております。関秀忠氏が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

# 事 業 報 告

(自2023年3月1日 至2024年2月29日)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、5類感染症への位置づけ変更等によるCOVID-19の影響度合いが弱まり、人流や訪日外客数が回復するなど経済回復が進みました。一方で、ウクライナ情勢の長期化に加えてイスラエル・ハマス紛争が勃発するなど世界経済の先行き不透明感が増す中、わが国経済においても円安進行・物価高騰・実質賃金減少・異常気象など依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、原材料・食材・エネルギー等の仕入価格の高騰・生産年齢人口の減少・スポットワーカーの増加など、原材料費・人件費・水道光熱費といった店舗運営コストの上昇が続いており、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような環境の下、当社におきましては、当事業年度において通期での営業黒字達成に向け、緩やかな新規出店とトップラインの回復を図りつつ、前事業年度において決議した不採算店の撤退を行い、徹底したコスト管理でCOVID-19以前よりも筋肉質な経営を実現するための取り組みを行っております。「てけてけ」業態においては、2ヶ月に1度の頻度で期間限定メニューを改廃し、オウンドメディアによる集客施策の向上に加えグルメサイト等による販促施策を強化するなど、物価高騰による影響を価格転嫁のみに依存しないよう集客施策の取り組みを行ってまいりました。「the 3rd Burger」業態においては、高価格帯の期間限定商品やセルフレジのUI設計見直し等により、客数・客単価とともに前年を上回り堅調に推移いたしました。また、1月末には新業態「海鮮丼新太郎」を飯田橋にオープンし、オープン以降当初計画を上回る売上で好調なスタートを切りました。当事業年度は「焼鳥酒場てけてけ渋谷本店」「海鮮丼新太郎」の2店舗の新規出店を行い、10店舗を退店したこと、当事業年度末における店舗数は80店舗（前年同期比8店舗減）となりました。

以上の結果、売上高は6,168,634千円（前年同期比15.3%増）となり、売上総利益は4,674,592千円（前年同期比18.2%増）、営業利益は52,917千円（前年同期は営業損失1,086,810千円）、経常利益は38,905千円（前年同期は経常損失888,808千円）、当期純損失は91,056千円（前年同期は当期純損失1,287,953千円）となりました。

### (2) 資金調達の状況

当事業年度においては、新株予約権の行使により556,159千円の調達を行いました。

### (3) 設備投資等の状況

— 8 —

当事業年度において実施した設備投資等の総額は、96,486千円（敷金及び保証金を除く）であります。その主な内訳は、「焼鳥酒場てくてけ渋谷本店」及び「海鮮丼新太郎」の2店舗の新規出店と、厨房機器の入替えや空調及び小荷物専用昇降機等の店舗設備の改修・修繕に係る設備投資であります。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

区分	第21期 (2021年2月期)	第22期 (2022年2月期)	第23期 (2023年2月期)	第24期 (当事業年度) (2024年2月期)
売上高(千円)	3,351,977	2,723,817	5,349,931	6,168,634
経常利益又は 経常損失(△)(千円)	△1,297,542	△154,414	△888,808	38,905
当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△1,624,258	△456,463	△1,287,953	△91,056
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△539.33	△142.80	△387.02	△30.74
総資産(千円)	5,615,938	5,764,224	4,214,778	3,929,330
純資産(千円)	33,737	376,367	△743,302	△261,201
1株当たり純資産額(円)	7.89	△44.49	△374.90	△212.59

- (注) 1. 第22期以降の1株当たり純資産額について、優先株式に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。  
2. 第22期以降の1株当たり当期純損失について、優先株式に係る配当額を控除して算定しております。  
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第23期の期首から適用しており、第23期以降に係る各数値については、当会計基準等を適用した後の数値となっております。

#### (5) 対処すべき課題

COVID-19の影響度合いが弱まり経済回復が進む中で、原材料・食材・エネルギー等の仕入価格の高騰・生産年齢人口の減少・スポットワーカーの増加など、原材料費・人件費・水道光熱費といった店舗運営コストの上昇が続いている、依然として厳しい経営環境が続いております。

2025年2月期におきましては、「時代・マーケット・現実に適応することでコロナから完全に脱却する」を社内目標に掲げ、以下の戦略・取り組みを推進することで経営課題を解決し、通期での黒字化を目指します。

##### ① 「PPM戦略 (Preparation Process Management)」の推進

2022年2月期に立ち上げた自社加工拠点「PPMセンター」は予定通り順調に稼働しております。外食ならではの圧倒的な商品力と、食品工場に匹敵する高い生産性を目指し、それぞれの業態、それぞれの商品において、緻密な調理工程管理を行い、このような状況下においても安定した商品提供とコスト管理が行える体制を構築し、利益の確保に努めてまいります。

② 「てけてけ」のリモデル店舗の開発及び既存ブランドの新商品開発  
COVID-19やSNSの発達など近年の社会変化により、外食利用動機が変化し新たなニーズが生まれております。既存店のブランドコンセプトや想定利用シーンを見直し、メインブランド「てけてけ」のリモデル化や新商品開発を推し進め、既存店のトップラインの早期回復を図ります。

③ 新業態開発及び新規出店の推進  
「てけてけ」「the 3rd Burger」に並ぶ事業化を目指し、2024年2月期にオープンした「海鮮丼新太郎」のブラッシュアップや、直営による新規出店に加えフランチャイズによる店舗展開を視野に入れた新たな飲食業態の開発を推し進めます。2025年2月期の新規出店数は2店舗を計画しております。

④ 店舗QSCレベルの向上  
人材採用・研修教育・各種マニュアルの強化・再整備を行い、全店舗において店舗QSCレベルの向上を推し進めてまいります。原材料費や光熱費などの物価高騰の影響を価格転嫁により吸収しつつ、サービスレベルを強化することでお客様の体験価値向上を図ります。

⑤ 特定技能制度を活用した外国籍人材の活用  
少子化・労働力不足等による人材不足の課題解決に向け、特定技能人材の受け入れを積極的に行うことで、労働集約型ビジネスの根幹である人材の確保・教育・研修を推進し、盤石な人員体制の構築を図ります。

#### (6) 主要な事業内容

当社は首都圏を中心に「鶏料理居酒屋てけてけ」「ハンバーガーカフェthe 3rd Burger」「海鮮丼新太郎」の3ブランド80店舗を展開しています。

#### (7) 主要な営業所

業態	店舗数	主要店舗
てけてけ	70店	新宿総本店・赤坂見附店・池袋駅前店・飯田橋東口店
the 3rd Burger	9店	アークヒルズサウスタワー店・新宿大ガード店
海鮮丼新太郎	1店	飯田橋店

#### (8) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
101名	△20名

(注) 上記従業員数には、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

#### (9) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 親会社等との取引に関する事項

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金	残高
株式会社日本政策金融公庫		867,030 千円
株式会社みずほ銀行		551,985
株式会社商工組合中央金庫		518,480
株式会社日本政策投資銀行		500,000
株式会社三井住友銀行		350,397

(11) 剰余金の配当等の権限の行使に関する方針

当社は、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保することを基本方針としており、現状では配当は行っておりません。将来的には、株主に対する利益の還元が経営上重要な課題の一つとなることを十分認識しております。

(12) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 発行可能株式総数

① 普通株式	12,045,200株
② A種優先株式	500株

### (2) 発行済株式総数

① 普通株式	3,954,300株
② A種優先株式	500株

### (3) 当事業年度末の株主数

① 普通株式	10,448名
② A種優先株式	1名

### (4) 大株主

#### ① 普通株式

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
坂井 英也	871,800 株	22.0 %
パトリック&カンパニー株式会社	820,000 株	20.7 %
サントリー株式会社	200,000 株	5.1 %
アサヒビール株式会社	102,700 株	2.6 %
矢野 秀樹	40,000 株	1.0 %
宝酒造株式会社	34,200 株	0.9 %
小岩井 壮	13,800 株	0.3 %
中原 孝博	7,000 株	0.2 %
渡邊 烈任	6,100 株	0.2 %
江藤 博文	5,400 株	0.1 %

(注) 当社は、自己株式を180株保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

#### ② A種優先株式

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
D B J 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合	500 株	100.0 %

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1)当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第4回新株予約権
発行決議日	2020年6月17日
区分	取締役（社外取締役を除く）
保有者数	2名
新株予約権の数	300個
目的となる株式の数	30,000株
目的となる株式の種類	普通株式
権利行使時1株当たりの行使価額	1,263円
権利行使期間	2023年7月3日～2030年6月17日

#### (2)当事業年度中に当社従業員に対して職務執行の対価として交付した新株予約権の内容の概要

該当事項はありません。

#### (3)その他新株予約権に関する重要な事項

2023年2月15日開催の取締役会決議に基づき発行した行使価格修正条件付き新株予約権

	第8回乃至第10回新株予約権
新株予約権の数	15,000個 第8回新株予約権：5,000個 第9回新株予約権：5,000個 第10回新株予約権：5,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式1,500,000株（新株予約権1個につき100株） 第8回新株予約権：500,000株 第9回新株予約権：500,000株 第10回新株予約権：500,000株
新株予約権の払込金額	総額1,870,000円 第8回新株予約権1個当たり142円 第9回新株予約権1個当たり126円 第10回新株予約権1個当たり106円
新株予約権の払込期日	2023年3月3日

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	<p>第8回新株予約権:当初行使価額1,170円      第9回新株予約権:当初行使価額1,176円      第10回新株予約権:当初行使価額1,182円</p> <p>本新株予約権の行使価額は、行使の際に発行要項第17項記載の行使請求の効力が発生する都度（以下「修正日」といいます。）、その直前取引日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引における終値）の94%（第8回新株予約権）、94.5%（第9回新株予約権）又は95%（第10回新株予約権）にそれぞれ相当する金額の1円未満を切り捨てた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日以降、当該修正日価額（但し、当該金額が下限行使価額（当初623円）を下回る場合、下限行使価額とします。）に修正されます。</p> <p>なお、本新株予約権割当後の各取引日に本新株予約権の発行要項第11項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、行使価額及び下限行使価額は当該事由を勘案して調整されることがあります。</p>
新株予約権の行使期間	2023年3月6日～2026年4月6日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
割当先	EVO FUND

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	坂 井 英 也		
取締役副社長	矢 野 秀 樹	営業本部長	
取 締 役	金 田 欧 奈		ペーシック・キャピタル・マネジメント ㈱ 代表取締役社長 豊創フーズ㈱ 代表取締役会長 ㈱KYT 代表取締役社長
常勤監査役	横 山 隆 治		
監 査 役	山 下 彰 俊		山下法律事務所 代表
監 査 役	兒 玉 洋 貴		ALEX会計事務所 代表 ノバルス㈱ 監査役 タウンイノベーション㈱ 取締役

- (注) 1. 取締役金田欧奈氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
2. 常勤監査役横山隆治、監査役山下彰俊および監査役兒玉洋貴の3氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
3. 常勤監査役横山隆治氏は、財務及び会計に関する相当程度の知識を有するものであります。  
監査役山下彰俊氏は、弁護士の資格を有しております。監査役兒玉洋貴氏は、公認会計士の資格を有しております。  
4. 当社は、取締役金田欧奈、常勤監査役横山隆治、監査役山下彰俊および監査役兒玉洋貴4氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づいて会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約における賠償責任限度額は、法令の定める限度額となります。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役、会計監査人等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料につきましては当社が全額負担をしております。当該保険契約は、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償責任を負った場合における損害賠償金及び争訟費用等を填補するものです。ただし、被保険者による犯罪行為又は詐欺行為等に起因する損害を除くなどの一定の免責事由を定めているほか、免責金額の定めなども設けており、当該免責金額に至らない損害については填補の対象外としております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	非金銭報酬等	
取 締 役	55,735	53,040	2,695	3
うち社外取締役	2,640	2,640	—	1
監 査 役	9,840	9,840	—	3
うち社外監査役	9,840	9,840	—	3

- (注) 1. 取締役の報酬額は、2016年12月14日開催の臨時株主総会の決議による年額500,000千円以内（使用者兼務取締役の使用人分の報酬を除く）であり、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名です。  
2. 監査役の報酬額は、2016年12月14日開催の臨時株主総会の決議による年額50,000千円以内であり、当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。  
3. 非金銭報酬等は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。なお、割当ての際の条件等の概要につきましては、本招集通知13頁を参照ください。

#### (5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係、主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。

#### ② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	金 田 欧 奈	当事業年度に開催された取締役会13回中12回に出席し、投資ファンドでの経験や外食をはじめとする多分野の事業における経験に基づき適宜発言を行っております。
監 査 役	横 山 隆 治	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、監査役会13回全てに出席しております。事業法人における監査役としての経験と知見に基づき適宜発言を行っております。
監 査 役	山 下 彰 俊	当事業年度に開催された取締役会13回中12回に出席し、監査役会13回全てに出席しております。弁護士としての法的識見に基づき適宜発言を行っております。
監 査 役	兒 玉 洋 貴	当事業年度に開催された取締役会13回中12回に出席し、監査役会13回中12回に出席しております。公認会計士としての経験と知見に基づき適宜発言を行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

監査法人ハイビスカス

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	14,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、前事業年度までの監査実績の分析、当事業年度の監査計画と実績の状況精査、当事業年度の監査時間、配員計画等を考慮した監査報酬見積について、相当であると判断したためです。  
3. 当事業年度における上記の報酬以外に、前事業年度に係る追加報酬が1,500千円あります。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行状況等を総合的に勘案し、必要と判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正を確保するための体制に関して下記の通り定め、業務の適正性を確保するための体制構築に努めております。

- (a) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項の決定を行うこととしており、内部統制の基本方針を定め、適切に内部統制システムを運用し、それに基づいた職務執行についての監督を行っています。また、取締役においては、監査役会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受けるものとしています。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営および業務執行に関する重要な情報は、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録・保存することとしています。また必要に応じて、関連規程は適時見直し等の改善を行っております。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役社長は、取締役副社長をリスク管理の統括責任者として任命し、リスク管理委員会の設置を命じています。リスク管理委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各取締役・各部門長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制づくりを進めています。

(d) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役社長は、取締役副社長をコンプライアンス管理の統括責任者として任命し、「コンプライアンス規程」等に従い、内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持するものとしています。万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、取締役副社長を中心に、取締役社長、取締役会、監査役会、必要によっては顧問弁護士等に報告される体制を構築しています。また、業務上の報告経路の他、「内部通報制度」を設け、社内外に匿名で相談・申告できる体制を敷き、事態の迅速な把握と是正に努めています。

(e) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の効率的な執行を確保するため、取締役会の運営に関する事項を「取締役会規程」に定め、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じ臨時開催を行います。

(f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役を補助する使用人を設置はしていませんが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を設置することができます。

(g) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会以外にも部門会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受けることとしています。また、取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な議案や決定事項、その他の重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告することとしています。

(h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を行います。また、会計監査人及び内部監査担当とも意見や情報の交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求めます。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

### (a) 取締役会

当社の取締役会は取締役3名で構成されており、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。毎月1回の定例取締役会を開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

### (b) 監査役会

会社法関連法令に基づいて監査役会設置会社を採用しております。監査役会は、監査役3名（常勤1名、非常勤2名）体制で毎月1回以上開催されております。

### (c) 経営会議

経営会議は、当社の取締役（常勤）及び常勤監査役で構成しており、毎週1回開催し、当社の経営に関する重要事項である業務執行における予算進捗状況の確認等を中心に、当社の業務遂行状況に関する報告及び審議を行い、経営情報の共有と業務執行における効率化を図ることを目的としております。

### (d) 内部監査

当社の内部監査は、社長直轄の組織として内部監査室を設置しております。内部監査室は、監査計画に基づく当社の全部門及び全店舗を対象として内部監査を実施しております。監査結果は、実施した都度、代表取締役社長及び取締役会へ報告を行っております。

### (e) 監査役監査

当社の監査役は、常勤1名、非常勤2名の計3名選任されております。各監査役は、毎事業年度において策定される監査計画において定められた業務分担に基づき監査を実施し、毎月、定例取締役会にて報告を行っております。その他、取締役会への出席や、取締役・従業員からの報告聴取など法律上の権利行使のほか、独立的立場から取締役の業務執行の監視を行っております。また、会計監査人や内部監査担当部門責任者とも連携を取っており、実効性のある監査活動に取り組んでおります。

### (f) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

当社では、定期的に監査役及び内部監査担当者が共に会計監査人と意見交換等を行っており、三者間で情報共有をして連携を図っております。具体的には、監査計画策定時において協議を行う他、会計監査人による監査に必要に応じて監査役又は内部監査担当者が立ち会っております。また、会計監査人の監査結果について監査役、内部監査担当者はフィードバックを受け、問題点等の確認を行うなどフォローアップも行っております。これらの監査と内部統制部門との関係につきましては、それぞれの監査結果について情報共有及び意見交換を行うことで、監査の実効性を確保することに努めております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 貸 借 対 照 表

(2024年2月29日現在)

(単位:千円)

| 科 目                 | 金 額        | 科 目             | 金 額        |
|---------------------|------------|-----------------|------------|
| (資 産 の 部)           |            | (負 債 の 部)       |            |
| 流 動 資 產             | 1,961,372  | 流 動 負 債         | 1,437,357  |
| 現 金 及 び 預 金         | 1,548,743  | 買 掛 金           | 225,510    |
| 売 扱 金               | 222,635    | 1年内返済予定の長期借入金   | 654,928    |
| 商 品 及 び 製 品         | 43,588     | 未 払 金           | 113,784    |
| 原 材 料 及 び 貯 藏 品     | 10,528     | 未 払 費 用         | 172,944    |
| 前 払 費 用             | 119,711    | 前 受 金           | 10,909     |
| そ の 他               | 16,165     | 未 払 法 人 税 等     | 68,096     |
|                     |            | 未 払 消 費 税 等     | 116,201    |
|                     |            | 預 り 金           | 25,942     |
|                     |            | 賞 与 引 当 金       | 16,072     |
|                     |            | 株 主 優 待 引 当 金   | 32,739     |
|                     |            | 資 產 除 去 債 務     | 226        |
| 固 定 資 產             | 1,967,957  | 固 定 負 債         | 2,753,174  |
| 有 形 固 定 資 產         | 1,112,175  | 長 期 借 入 金       | 2,589,806  |
| 建 物                 | 2,366,763  | 長 期 前 受 金       | 123,246    |
| 減 価 償 却 累 計 額       | △1,357,887 | 長 期 預 り 保 証 金   | 3,000      |
| 建 物 ( 純 額 )         | 1,008,875  | 資 產 除 去 債 務     | 37,122     |
| 工 具、器 具 及 び 備 品     | 448,158    | 負 債 合 計         | 4,190,531  |
| 減 価 償 却 累 計 額       | △344,858   | (純 資 產 の 部)     |            |
| 工 具、器 具 及 び 備 品(純額) | 103,300    | 株 主 資 本         | △289,013   |
| 無 形 固 定 資 產         | 16,330     | 資 本 金           | 371,165    |
| ソ フ ト ウ エ ア         | 16,257     | 資 本 剰 余 金       | 2,303,720  |
| 商 標 権               | -          | 資 本 準 備 金       | 1,062,443  |
| そ の 他               | 72         | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 1,241,277  |
| 投 資 そ の 他 の 資 產     | 839,451    | 利 益 剰 余 金       | △2,963,467 |
| 出 資 金               | 30         | そ の 他 利 益 剰 余 金 | △2,963,467 |
| 長 期 前 払 費 用         | 12,472     | 繰 越 利 益 剰 余 金   | △2,963,467 |
| 敷 金 及 び 保 証 金       | 785,417    | 自 己 株 式         | △432       |
| 繰 延 税 金 資 產         | 41,106     | 新 株 予 約 権       | 27,811     |
| そ の 他               | 424        | 純 資 產 合 計       | △261,201   |
| 資 產 合 計             | 3,929,330  | 負 債・純 資 產 合 計   | 3,929,330  |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自2023年3月1日 至2024年2月29日)

(単位:千円)

| 科 目                   |  |  |  | 金 額       |           |
|-----------------------|--|--|--|-----------|-----------|
| 売 売 上 原 價             |  |  |  |           | 6,168,634 |
| 商 品 期 首 棚 卸 高         |  |  |  | 41,706    |           |
| 当 期 商 品 仕 入 高         |  |  |  | 1,495,923 |           |
| 合 计                   |  |  |  | 1,537,630 |           |
| 商 品 期 末 棚 卸 高         |  |  |  | 43,588    | 1,494,041 |
| 売 売 上 総 利 益           |  |  |  |           | 4,674,592 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |  |  |  |           | 4,621,675 |
| 営 業 利 益               |  |  |  |           | 52,917    |
| 営 業 外 受 益             |  |  |  |           |           |
| 受 取 利 息               |  |  |  | 14        |           |
| 受 取 配 当 金             |  |  |  | 0         |           |
| シ ス テ ム 導 入 負 担 金 収 入 |  |  |  | 7,570     |           |
| 雜 収 入                 |  |  |  | 3,575     | 11,160    |
| 営 業 外 費 用             |  |  |  |           |           |
| 支 払 利 息               |  |  |  | 22,856    |           |
| 株 式 交 付 費             |  |  |  | 716       |           |
| そ の 他                 |  |  |  | 1,599     | 25,172    |
| 経 常 利 益               |  |  |  |           | 38,905    |
| 特 別 利 益               |  |  |  |           |           |
| 資 産 除 去 債 務 戻 入 益     |  |  |  | 18,042    |           |
| 固 定 資 産 売 却 益         |  |  |  | 8,447     | 26,489    |
| 特 別 損 失               |  |  |  |           |           |
| 減 損 損 失               |  |  |  | 130,731   |           |
| 店 舗 閉 鎖 損 失           |  |  |  | 53,693    | 184,425   |
| 税 引 前 当 期 純 損 失 (△)   |  |  |  |           | △119,030  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 |  |  |  |           | 19,557    |
| 法 人 税 等 調 整 額         |  |  |  |           | △47,531   |
| 当 期 純 損 失 (△)         |  |  |  |           | △91,056   |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自2023年3月1日 至2024年2月29日)

(単位:千円)

|                         | 株主資本    |           |              |             |            |  |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|-------------|------------|--|
|                         | 資本金     | 資本 剰余金    |              |             |            |  |
|                         |         | 資本準備金     | その他資本剰<br>余金 | 資本剰余金<br>合計 |            |  |
| 当期首残高                   | 93,085  | 784,363   | 1,241,277    | 2,025,641   | △2,882,858 |  |
| 会計方針の変更に<br>よる累積的影響額    |         |           |              |             | 10,447     |  |
| 会計方針の変更を反映<br>した当期首残高   | 93,085  | 784,363   | 1,241,277    | 2,025,641   | △2,872,411 |  |
| 当期変動額                   |         |           |              |             |            |  |
| 新株の発行                   | 278,079 | 278,079   |              | 278,079     |            |  |
| 当期純損失(△)                |         |           |              |             | △91,056    |  |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |           |              |             |            |  |
| 当期変動額合計                 | 278,079 | 278,079   | —            | 278,079     | △91,056    |  |
| 当期末残高                   | 371,165 | 1,062,443 | 1,241,277    | 2,303,720   | △2,963,467 |  |

|                         | 株主資本       |      |            | 新株予約権  | 純資産合計    |  |  |
|-------------------------|------------|------|------------|--------|----------|--|--|
|                         | 利益剰余金      |      |            |        |          |  |  |
|                         |            | 自己株式 | 株主資本<br>合計 |        |          |  |  |
| 当期首残高                   | △2,882,858 | △432 | △764,563   | 21,260 | △743,302 |  |  |
| 会計方針の変更に<br>よる累積的影響額    | 10,447     |      | 10,447     |        | 10,447   |  |  |
| 会計方針の変更を反映<br>した当期首残高   | △2,872,411 | △432 | △754,117   | 21,260 | △732,857 |  |  |
| 当期変動額                   |            |      |            |        |          |  |  |
| 新株の発行                   |            |      | 556,159    |        | 556,159  |  |  |
| 当期純損失(△)                | △91,056    |      | △91,056    |        | △91,056  |  |  |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |            |      |            | 6,550  | 6,550    |  |  |
| 当期変動額合計                 | △91,056    |      | 465,103    | 6,550  | 471,653  |  |  |
| 当期末残高                   | △2,963,467 | △432 | △289,013   | 27,811 | △261,201 |  |  |

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 個 別 注 記 表

### 【重要な会計方針】

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

…最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品

…最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|    |       |
|----|-------|
| 建物 | 5～15年 |
|----|-------|

|       |    |
|-------|----|
| 車両運搬具 | 3年 |
|-------|----|

|           |       |
|-----------|-------|
| 工具、器具及び備品 | 2～15年 |
|-----------|-------|

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績がなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

##### (3) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌期において発生すると見込まれる額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

##### (1) 直営店売上

顧客から対価を受領した時点で収益を認識しております。

##### (2) FC関連収入

フランチャイズ契約に係る収入のうち、加盟金については、当該対価を契約期間に基づいて一定の期間にわたり均等に収益を認識し、ロイヤリティ収入については、フランチャイズ店の売上高の発生に応じて収益を認識しております。

#### 【会計方針の変更に関する注記】

##### 貯蔵品に係る会計処理方法の変更

当社における棚卸資産のうち一部の貯蔵品の評価方法については、従来、購入時に費用処理する方法を採用しておりましたが、当事業年度の期首より、実地棚卸で把握した貯蔵品を資産計上することにより使用分を費用処理する方法に変更しております。

この変更は、テイクアウト・デリバリー売上の拡大により消耗品商材の点数と金額が増加したことを契機に、貯蔵品の管理体制を見直し、貯蔵品実地棚卸に係る実施体制を確立したため、貯蔵品の評価及び期間損益計算をより適正に行うこと目的にしたものであります。

当該会計方針の変更は、当事業年度の期首において貯蔵品実地棚卸に係る実施体制整備が完了しており、前事業年度末より前の貯蔵品残高を把握していないため、過年度における遡及適用した場合の累積的影響額を算定することが実務上不可能であります。そのため、当事業年度の期首から実地棚卸により未使用分を資産計上することにより使用分を費用処理する方法を適用しております。

この結果、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、当事業年度の期首利益剰余金の期首残高は10,447千円増加しております。また、従来の方法と比べて、当事業年度末の販売費及び一般管理費が32千円減少しており、営業利益、経常利益はそれぞれ32千円増加し、税引前当期純損失は32千円減少しております。

#### 【表示方法の変更に関する注記】

##### 損益計算書関係

従来、賃借店舗の閉鎖に関連して発生する店舗閉鎖損失については、販売費及び

一般管理費に含めて表示しておりましたが、当事業年度より、これらの店舗閉鎖に関連する損益について特別損失に「店舗閉鎖損失」として表示する方法に変更しております。これは、当事業年度において戦略的に不採算店舗の退店を行うという経営方針に基づき、店舗閉鎖に関連する損益をより一層適正に表示するために実施するものであります。

当該表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。この結果、前事業年度の損益計算書の販売費及び一般管理費に計上していた「店舗閉鎖損失5,404千円」は「特別損失」として組替えております。

### 【会計上の見積りに関する注記】

計算書類の作成にあたり、当社経営者は将来に関する合理的な見積り及び仮定の設定を行っておりますが、その見積り及び仮定には不確実性が存在し、実際の結果と異なる可能性があります。当事業年度において経営者の見積り及び判断を行った項目のうち、翌事業年度に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

#### 1. 固定資産の減損損失

##### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

|        |             |
|--------|-------------|
| 店舗固定資産 | 1,078,160千円 |
| 店舗減損損失 | 126,056千円   |

##### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### ① 算出方法

当社は、飲食店のチェーン展開を営んでおり、店舗運営用の建物等の資産を保有し、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグループ化しております。減損の兆候があると認められる店舗につきましては、該当する資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、減損損失の認識が必要となった場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は「使用価値」により決定しております。「使用価値」は、店舗別の事業計画を基に検討しており、各店舗の売上高及び営業利益の予測は、現在及び将来見込まれる経営環境等を総合的に考慮して見積っております。また、当事業年度において退店を意思決定した店舗については、「使用価値」がないものとして減損損失の対象とし

ております。

② 見積りの算出に用いた主な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、当事業年度実績に基づく売上高、原材料価格、人件費等の予測であります。売上高見込みは、2025年2月期は2024年2月期比で約102%まで既存店売上高が伸長するものと仮定しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

経営環境の悪化等により売上高が乖離した場合など、仮定の見直しが必要となつた場合、減損損失を計上する可能性があります。

## 2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 41,106千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に基づき、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識しております。

② 見積りの算出に用いた主な仮定

当社は、課税所得の見積りについては、将来の事業計画を基礎としており、重要な仮定は、売上計画の基礎となる売上成長率になります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は翌事業年度の課税所得の見積りに依存するため、翌事業年度の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、その見積額の前提条件や仮定に変更が生じた場合には、繰延税金資産の取り崩しに伴う法人税等調整額の計上により、翌事業年度の損益及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

## 【損益計算書に関する注記】

### 1. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：千円)

| 場所   | 用途                                     | 種類                        | 減損損失   |
|------|----------------------------------------|---------------------------|--------|
| 東京都  | (店舗)<br>てけてけ 8店舗<br>the 3rd Burger 1店舗 | 建物<br>工具、器具及び備品<br>長期前払費用 | 63,730 |
| 埼玉県  | (店舗)<br>てけてけ 1店舗<br>(本社等)<br>PPMセンター   | 建物<br>工具、器具及び備品<br>長期前払費用 | 4,673  |
| 千葉県  | (店舗)<br>the 3rd Burger 1店舗             | 建物<br>工具、器具及び備品<br>長期前払費用 | 23,884 |
| 神奈川県 | (店舗)<br>the 3rd Burger 2店舗             | 建物                        | 7,153  |
| 大阪府  | (店舗)<br>てけてけ 1店舗                       | 建物<br>工具、器具及び備品           | 31,289 |

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

てけてけ、the 3rd Burger対象店舗につきましては、本部経費配賦後の店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しております。

また、減損損失の内訳は建物107,022千円、工具、器具及び備品21,195千円、長期前払費用2,513千円であります。

### 2. 店舗閉鎖損失

店舗閉鎖損失の内訳は以下のとおりであります。

|       |          |
|-------|----------|
| 解約違約金 | 11,210千円 |
| 賃借料   | 25,531千円 |
| その他費用 | 16,951千円 |
| 合計    | 53,693千円 |

### 【株主資本等変動計算書に関する注記】

#### 1. 発行済株式の種類及び総数

| 発行済株式の種類 | 当事業年度末株式数  |
|----------|------------|
| 普通株式     | 3,954,300株 |
| A種優先株式   | 500株       |

#### 2. 自己株式に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式(株) | 180     | -  | -  | 180    |

#### 3. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,000,000 株

### 【税効果会計に関する注記】

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産

|                    |             |
|--------------------|-------------|
| 税務上の繰越欠損金          | 898,990千円   |
| 減価償却超過額            | 103,021千円   |
| 資産除去債務             | 11,438千円    |
| 協賛金                | 40,319千円    |
| 未払事業所税             | 3,242千円     |
| 新株予約権              | 8,165千円     |
| 未払事業税              | 14,455千円    |
| 株主優待引当金            | 10,026千円    |
| 未払費用               | 8,803千円     |
| 賞与引当金              | 4,922千円     |
| その他                | 2,567千円     |
| 繰延税金資産小計           | 1,105,951千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | △898,990千円  |

|                      |              |
|----------------------|--------------|
| 将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額 | △161,397千円   |
| 評価性引当額小計             | △1,060,387千円 |
| 繰延税金資産合計             | 45,563千円     |

|                 |          |
|-----------------|----------|
| 繰延税金負債          |          |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | 4,456千円  |
| 繰延税金負債合計        | 4,456千円  |
| 繰延税金負債純額        | 41,106千円 |

(注) 1 評価性引当額が151,185千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額19,195千円の減少及び将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額170,381千円増加によるものであります。

(注) 2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額  
(単位：千円)

|                       | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超      | 合計       |
|-----------------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------|----------|
| 税務上の<br>繰越欠損金<br>(※1) | -    | -           | -           | -           | -           | 898,990  | 898,990  |
| 評価性引当額                | -    | -           | -           | -           | -           | △898,990 | △898,990 |
| 繰延税金資産                | -    | -           | -           | -           | -           | -        | -        |

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

## 【金融商品に関する注記】

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては元本の保証された短期的な預金に限定し、資金調達につきましては銀行等金融機関からの借入により行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されているものの、その92%がクレジットカード会社等の回収代行業者に対するものであり、リスクは限定的であります。

敷金及び保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的にモニ

タリングし、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である買掛金・未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。未払法人税等は、決算日から3ヶ月以内に納付する予定です。未払消費税等は、決算日から3ヶ月以内に納付する予定です。

借入金は主にCOVID-19感染拡大とその長期化に備え、制度融資などを活用し、必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長として20年以内であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。また、現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

|          | 貸借対照表計上額  | 時価        | 差額       |
|----------|-----------|-----------|----------|
| 敷金及び保証金  | 785,417   | 781,310   | △4,107   |
| 資産計      | 785,417   | 781,310   | △4,107   |
| 長期借入金 ※1 | 3,244,734 | 2,978,983 | △265,751 |
| 長期前受金 ※2 | 134,155   | 134,103   | △52      |
| 負債計      | 3,377,240 | 3,113,086 | △265,803 |

※1 長期借入金には1年以内返済予定の長期借入金を含めております。

※2 長期前受金には1年以内償却予定の長期前受金を含めております。

### (注)長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

|       | 1年以内    | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超       |
|-------|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 長期借入金 | 654,928 | 433,290     | 344,265     | 325,554     | 302,444     | 1,184,253 |
| 合計    | 654,928 | 433,290     | 344,265     | 325,554     | 302,444     | 1,184,253 |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場における相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外のインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが属するレベルのうち、時価の算定における優先度が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分      | 時価   |           |      |           |
|---------|------|-----------|------|-----------|
|         | レベル1 | レベル2      | レベル3 | 合計        |
| 敷金及び保証金 | —    | 781,310   | —    | 781,310   |
| 資産計     | —    | 781,310   | —    | 781,310   |
| 長期借入金   | —    | 2,978,983 | —    | 2,978,983 |
| 長期前受金   | —    | 134,103   | —    | 134,103   |
| 負債計     | —    | 3,113,086 | —    | 3,113,086 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

##### 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価につきましては、合理的に見積った返還予定期間に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

##### 長期借入金

長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

##### 長期前受金

長期前受金の時価につきましては、合理的に見積った償却予定期間に基づき、

その金額を国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

### 【関連当事者との取引に関する注記】

役員及び主要株主(個人の場合に限る)

(単位：千円)

| 種類 | 会社等の名称<br>または氏名 | 所在地 | 資本金<br>又は<br>出資金 | 事業の内容<br>又は職業 | 議決権等の所有<br>(被所有)割合   | 関連当事者<br>との関係 | 取引の内<br>容 | 取引金額    | 科目 | 期末<br>残高 |
|----|-----------------|-----|------------------|---------------|----------------------|---------------|-----------|---------|----|----------|
| 役員 | 坂井英也            | —   | —                | 当社代表取<br>締役   | (被所有)<br>直接<br>22.0% | 債務被<br>保証     | 債務被<br>保証 | 178,694 | —  | —        |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社は店舗の賃借料について債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。また、取引金額は賃借料の年額を記載しております。

### 【1株当たり情報に関する注記】

1. 1株当たり純資産額  $\triangle 212 円 59 銭$

2. 1株当たり当期純損失 ( $\triangle$ )  $\triangle 30 円 74 銭$

(注) 算定上の基礎は次のとおりであります。

1. 1株当たり純資産額について、優先株式に対する残余財産の分配額を控除して算定しております。
2. 1株当たり当期純損失について、優先株式に係る配当額を控除して算定しております。

### 【重要な後発事象に関する注記】

第9回新株予約権の行使による増資

2024年3月1日から4月26日の間に第9回新株予約権の行使が行われており、当該新株予約権の行使により発行した株式の概要は以下のとおりであります。

- ① 行使新株予約権の個数 750個
- ② 資本金の増加額 39,066千円
- ③ 資本準備金の増加額 39,066千円
- ④ 増加した株式の種類及び株数 普通株式 75,000株

以上の結果、2024年4月26日現在の発行済株式総数は4,029,300株、資本金は410,231千円、資本準備金は1,101,509千円となっております。

### 【収益認識に関する注記】

#### 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| カテゴリ別         | 飲食事業      | 合計        |
|---------------|-----------|-----------|
| 直営店売上         | 6,157,875 | 6,157,875 |
| FC関連収入        | 10,758    | 10,758    |
| 顧客との契約から生じる収益 | 6,168,634 | 6,168,634 |
| その他の収益        | —         | —         |
| 外部顧客への売上高     | 6,168,634 | 6,168,634 |

#### 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年4月26日

ユナイテッド&コレクティブ株式会社  
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス  
東京事務所  
指 定 社 員 公認会計士 阿部 海輔  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 福田 健太郎  
業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ユナイテッド&コレクティブ株式会社の2023年3月1日から2024年2月29日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年3月1日から2024年2月29日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年4月26日

ユナイテッド&コレクティブ株式会社 監査役会

常勤監査役 横山 隆治 ㊞  
(社外監査役)

社外監査役 山下 彰俊 ㊞

社外監査役 児玉 洋貴 ㊞

以上

### **株主総会会場ご案内図**

会場 「リアライブ六本木カンファレンスセンター」  
東京都港区六本木 1-7-27 全特六本木ビルWEST棟4階



交通 東京メトロ南北線  
「六本木一丁目駅」 2番出口より徒歩 1 分